

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人 信州大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考	
1	(財) 信和会 長野県松本市旭3丁目1番1号	国立大学法人信州大学医学部附属病院外来者駐車場整理業務契約	内川俊行 医学部附属病院経営企画課用度係 長野県松本市旭3丁目1番1号	平成18年4月1日	27,195,000	随意 契約	本業務を円滑に実施できる業者が他にいないため。 (会計規則第29条第1項第1号)	見直しの余地あり	競争入札に移行（20年度契約から）			
2	(社) 日本アイソ トープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	放射性クロム酸ナトリウム注射液 2本外	内川俊行 医学部附属病院経営企画課用度係 長野県松本市旭3丁目1番1号	平成18年3月31日	85,471,050	随意 契約	国内における取扱者が1社であるため。 (会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	単価 契約 20,580	
3	(社) 化学情報協会 東京都文京区本駒込6-25-4 中居ビル	SciFinder Scholar による情報検索サービス1件	上條ゆり子 附属図書館 長野県松本市旭3丁目1番1号	平成18年4月1日	8,743,350	随意 契約	契約の相手方は、本製品販売の唯一の代理店であり、他の業者は取り扱っていないため。 (会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18		
4	(社) 化学情報協会 東京都文京区本駒込6-25-4 中居ビル	SciFinder Scholar による情報検索サービス1件	上條ゆり子 附属図書館 長野県松本市旭3丁目1番1号	平成19年3月1日	9,034,200	随意 契約	契約の相手方は、本製品販売の唯一の代理店であり、他の業者は取り扱っていないため。 (会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18		
5	(独) 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成19年度入学試験問題・解答用紙製造請負契約 72,495部	保坂道德 財務部経理調達課 長野県松本市旭3丁目1番1号	平成18年12月15日	5,251,851	随意 契約	機密を保持するため。 (会計規則第29条第1項第1号)	見直しの余地あり	企画競争を実施（20年度契約から）			
合計					135,695,451							0

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)に該当する場合はその番号、
該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」